

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成○年○月○日、A協同組合（以下「組合」という。）に雇用され、B所在の組合C事業所（以下「事業場」という。）において、新車整備の業務に従事していた。

2 請求人は、平成○年○月○日、事業場内で車のリアドアを開けて作業中、他の社員が請求人に気付かずにドアを閉めてしまったため、ドアが右前頭部に当たり負傷した。

請求人は、その後様子を見ていたが、首の痛みと左手のしびれを感じたため、同月○日、D医院に受診し、「頸部挫傷」と診断され、療養を継続した結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）した。

3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、左腕にがん固な神経症状（ひどい痺れ・麻痺）があり、毎日の仕事に支障を来していると述べているので、以下、検討する。

(2) 請求人が主張する症状について、E医師作成の平成○年○月○日付け診断書、F医師作成の同年○月○日付け労災患者に係る認定意見書及びG医師作成の同年○月○日付け意見書によると、要旨「請求人の頸椎MRI画像から、C5/6椎間板には変性と軽度の膨隆を認めるが、脊髄内には輝度変化を認められず、左手中指・環指・小指のしびれがあるという部位から考えて、請求人の障害は、脊髄の障害ではなく脊髄神経障害であると考えられる」とされている。

当審査会としては、請求人の受傷の経緯とその症状の推移を鑑みると、これらの医学的所見は妥当であると判断するものであり、請求人には末梢神経の障害のみが残存するものであると判断する。したがって、決定書理由に説示のとおり、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(3) なお、請求人の主張について、改めて詳細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由

はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。